平成２５年（フ）第３１４号
函館市北美原２丁目６番11号
債務者　岩井　重樹
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３２６号
函館市湯川町３丁目９番７号ホテル湯元入川内、住民票上の住所北海道茅部郡鹿部町字鹿部191番地
債務者　松岡　　勉
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９００号
さいたま市桜区田島４丁目４番１号
債務者　佐藤敏子こと　佐藤トシ子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１５号
埼玉県川口市東領家５丁目11番４号　サンハイツイワミ103号
債務者　玉寄　克昌
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１６号
埼玉県川口市東領家５丁目11番４号　サンハイツイワミ103号
債務者　玉寄　　緑
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５１号
埼玉県新座市池田２丁目３番２号　ラインハイム201号室
債務者　大方　一則
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５７号
埼玉県川口市芝中田２丁目34番20号　エスポワール203号
債務者　宮田　勝弘
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６４号
埼玉県川口市領家３丁目21番１―209号　クレール川口領家
債務者　花田　清美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―12―202
債務者　齋藤　和子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７７号
埼玉県加須市花崎３丁目15番地２　コーポフラワーＢ棟108号室
債務者　石川　公三
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７９号
埼玉県幸手市東１丁目28番24号
債務者　平井　義彦
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８７号
さいたま市南区神明１丁目３番７号　きさらぎ荘201号室、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目20番11号　第２鈴木荘105号室
債務者　根津　春正
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９０号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地11棟1205号
債務者　神崎　純一
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２４号
埼玉県久喜市八甫34番地３
債務者　中川　勝枝
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２８号
埼玉県加須市川口１丁目１番地２　リール205号、旧住所埼玉県加須市花崎北１丁目19番地９　アイダビル202号
債務者　前島　康弘
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
千葉県白井市根663番地の１
債務者　中田　暁久
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２３６号
千葉県八街市東吉田514番地５
債務者　勝村　徳子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部